

第4次日高市地域福祉計画（案）に対する市民コメントの募集結果

提出者数：4人

意見数：11件

NO.	計画案に対する意見	市の考え方
1	<p>本計画は行政が策定するもので公用文に該当し、公用文の作成に当たっては基準やガイドラインがあります。正確に書く、分かりやすく書く、気持ちに配慮して書く。市民、保健・医療・福祉などの関係者が読み手になると思いますが、特に市民にとって分かりやすくなるよう仕上げしてほしいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度確認を行い、修正いたしました。</p>
2	<p>本計画の「バリアフリーのまちづくりの推進」と日高市障がい者計画で内容が重複しています。関係部署と内容、表現を調整してください。ほかのところでも、重複しているところがないか、よく確認してください。</p>	<p>本計画は、社会福祉法により福祉分野に関する各種計画の「上位計画」として、高齢者や障がい者、児童その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を盛り込むことが規定され、各福祉分野別計画を内包していることから、重複している取組も掲載しております。また、ご指摘のとおり、重複している取組については、表現を調整いたしました。</p>
3	<p>具体的な施策展開について、5年間の長期の計画で、目標に向かって、前期、後期で分けてもいいかと思いますが、何年間ごとの具体的な施策や事業の工程はないのでしょうか。目標が個人に委ねるものが多いですが、それに向けて、各部署でどのように取り組まれていくのでしょうか。別途詳細な実施計画を策定されるのでしょうか。また、毎年度策定の総合計画実施計画と連動し、財政的には大変厳しいと思いますが、効果的、効率的に施策の展開を進めていただきたいと思います。</p>	<p>効果的な計画の進行管理を図るため、毎年度、日高市地域福祉計画策定等委員会を開催し、各施策の進行状況の報告、点検・評価を行い、目標値の達成状況を確認した上で、目標値達成に向けた方策等の見直しを行っております。なお、個別計画が策定されている分野に係る事業については、既定計画の必要な箇所を地域福祉計画の一部とみなし、各個別計画において、目標設定や進行管理を行ってまいりますので、別途実施計画の策定は考えておりません。また、上位計画である日高市総合計画と一体的に事業を実施する上で、効果的、効率的に施策を展開できるよう、努めてまいります。</p>
4	<p>第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の評価の概要について、令和5年度第1回日高市地域福祉計画策定等委員会には、総括の進捗状況評価表が提出されています。現在記載されている部分と委員会資料と連携して、分かりやすく本計画に記載していただきたいと思います。</p>	<p>本計画案の作成時点においては、第3次計画の期間中であり、計画期間の評価を総括することができません。そのため、ご指摘の委員会に提出した資料を基に令和4年度時点での施策の進行状況を掲載しております。</p>
5	<p>市民コメントを実施して、「どのような意見が寄せられ、回答内容はこうであった。」と記載していただければと思います。</p>	<p>第6章「資料編」「5. 市民参加状況」「(4) 市民コメント」に結果を掲載いたします。</p>

6	<p>本市においては今後、人口減少、少子高齢化が進み福祉施策の重要性が更に高まります。職員、関係機関、市民一体となって、安全安心で明るいまちづくりが進めばと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後、人口の減少、少子高齢化の進展が予測されております。職員、関係機関、市民の皆様が一体となって施策を実施できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。</p>
7	<p>「市民（地域）の取組」「市の取組」「社会福祉協議会の取組」の「順」に記載されています。これはほかの「章」でも同様です。公共団体として「市民に向けた」配慮かとも思いますが、市民の「ボランティア精神への期待」が前面に出ているように感じられました。ボランティア精神の育成は重要なことだと思いますが、「ボランティア精神」は、「仕組み」に組み込む要素にするには質・量ともに不確定要素が強すぎると感じます。活動原資・活動動機の両輪で機能させるべき計画案との印象をもちましたので、その意味では「予算配分や予算計画」も可能な範囲で（案）に載せていただいても良いかと思いました。</p>	<p>地域福祉の推進には、地域で生活をしている市民一人一人との協働が必要であり、本計画は地域福祉の意識の向上と地域福祉推進の主体である地域住民の参加促進を図るため、啓発の一面もあります。</p> <p>「予算配分や予算計画」の掲載は、各年度、議会での審議、議決を経て予算が成立しますので困難ですが、第6次総合計画前期基本計画実施計画において、各事業担当部署が事業予算の計画を立てております。</p>
8	<p>学校と協力して、教育の一つとしてボランティア活動やケア活動の必要性や重要性とかわり方を授業を通じて学んでもらいたい。たすけあいの精神は幼少の頃から学びを通して育まれるものではないでしょうか。</p>	<p>第4章「3. 担い手づくり」「(2) 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実」において、「福祉学習の推進」等の取組を行ってまいります。</p>
9	<p>ボランティアや地域おたすけ隊は余裕のある方々（時間的・経済的）が行っていることが多く、年齢的にも高くなってしまふ。しかし、今は時間的、経済的余裕の無い方々のほうが多いのが現状です。そんな中でもケアラーやヤングケアラーを確保するためには職業としての確立や生計を立てられる報酬が伴うものでなければ継続的な確保は難しいと思われまふ。</p>	<p>地域の困りごとを「他人事」とせず、「我が事」として考えられる機会の充実を図るため、一人一人が主体的に地域福祉活動に参画する意識を高めるための普及啓発や、職場や地域活動など学校以外の場所での地域福祉教育を推進してまいります。</p> <p>ケアラー・ヤングケアラーは、高齢、身体上又は精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人であり、そのうち18歳未満の人をヤングケアラーといひます。</p> <p>ケアラー・ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや本人や家族にも自覚がないことが多いため、表面化しにくい傾向がありますので、ケアラー・ヤングケアラーの啓発活動等を行うとともに、子育て、高齢、障がい、生活困窮、保健、教育等の関係各課と連携した相談体制等の整備を行ってまいります。</p>

10	<p>地域で働いている人達のことを知ることを、小・中・高生の学び場に増やす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化と教育の連携。 	<p>第4章「3. 担い手づくり」「(2) 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実」において、「福祉学習の推進」、「地域福祉教育の推進」等の取組を行ってまいります。</p>
11	<p>無料塾の対象の拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生への学習支援。 ・送迎にかかる家族の負担軽減対策。 	<p>学習支援事業は、生活困窮世帯の中学生及び高校生を対象として、中学生の高等学校の進学率の向上及び高校生の確実な卒業を図り、就職に必要な要件を満たすことによって、長期的な自立の促進につなげることを目的としているため、現時点で、小学生への学習支援等の対象拡大をする予定はございません。送迎等に係る負担につきましては、必要に応じて検討してまいります。</p>

※「市の考え方」には社会福祉協議会のものも含まれます。